

答 申 書

令和5年2月22日

松山市新庁舎整備検討審議会

令和5年2月22日

松山市長 野志 克仁 様

松山市新庁舎整備検討審議会

会長 山本 康友

松山市新庁舎整備基本構想（案）について（答申）

令和4年11月30日付で諮問のあった、松山市新庁舎整備基本構想（案）
について、別紙のとおり答申します。

松山市新庁舎整備基本構想（案）
に関する答申

令和5年2月

松山市新庁舎整備検討審議会

松山市新庁舎整備基本構想（案）について

当審議会に諮問された「令和4年11月30日付4松（管）第352号 松山市新庁舎整備基本構想及び松山市新庁舎整備基本計画」のうち、新庁舎整備の方向性を定める松山市新庁舎整備基本構想（素案）について、慎重に審議した結果、以下のとおり答申を行い、松山市新庁舎整備基本構想（案）に反映させました。

1. 新庁舎建設の必要性について

現在の松山市庁舎は、本館が昭和40年代に、別館、第3別館及び第4別館が昭和30年代に建設されており、いずれもおよそ築60年が経過しています。令和元年度に松山市が実施した庁舎の劣化調査では、建物の老朽化や設備機器の劣化が挙げられており、本館は、設備機器の改修により継続使用が可能ですが、別館、第3別館及び第4別館は、鉄筋コンクリート造建築物の一般的な建替えの目安である築60年が経過しているため、大規模改修や建替えの検討は妥当であると考えます。

また、行政需要の多様化による執務スペースの狭あい、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの対応が不十分であることに加え、庁舎が分散していることで手続きに訪れた方の利便性を欠くだけでなく、職員にとっても業務の非効率化を招いているといった問題もあり、既存の庁舎ではこれらの問題に対応していくことが困難な状況であり、新庁舎の建設が必要であると考えます。

2. 新庁舎の基本方針について

新庁舎整備のコンセプトとなる基本理念については、松山市が総合計画で目指している「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」の実現に向け、すべての人と環境にやさしく、また、次世代に大きな負担を残さず、将来にわたり持続可能な庁舎とすることを念頭に示された「人と環境にやさしく、安全・安心と笑顔を未来につなげる庁舎」を了承しました。その基本理念に基づき、示された5つの基本方針について審議を行い、執務効率の向上や、社会環境の変化に柔軟に対応できること、節水への対応、市民の利用しやすさなどを盛り込むことについて提案し、その内容を基本方針と必要となる機能に反映させるとともに、庁舎が抱える課題と基本方針の繋がりが分かるように、示すことを求め、対応していただき、了承しました。今後、基本計画を定める際に、基本理念・基本方針の実現に向けて検討を進めていただきたいと思います。

3. 新庁舎の規模について

新庁舎の規模については、対象となる行政機構、現在の配置について説明を受け、庁舎規模の算出にあたって、他市事例でも用いられている総務省基準「地方債事業費算定基準」と「他自治体のデータ「他自治体の職員数と庁舎面積の関係」」の2つの手法より、算出しました。現在、本庁舎は、十分な窓口スペースやプライバシーに配慮した相談室が確保できておらず、全体的に狭あい化が進んでいます。また、視察を行った別館では、十分な廊下幅を確保できておらず、車椅子やベビーカーの移動に支障をきたす場所があるなど、バリアフリーへの対応が不十分です。

新庁舎でこうした問題の解消を図るためには、延床面積の増加は避けられないと考えますが、次世代に過度な負担を残すことがないように配慮が必要です。

そこで新庁舎の規模は、総務省基準と他自治体のデータの概数である約49,000㎡（本館を含む）を上限、また、現状規模の約38,000㎡（本館及び借上げ会議室を含む）を下限の目安とし、窓口スペースやバリアフリー対応に必要なスペース等の確保に十分に配慮しつつも、ユニバーサルレイアウトの導入や執務室・収納スペースの効率的な配置、働き方改革等の検討により、行政サービスの提供に支障のない範囲で面積の縮小も行ったうえで、適正な施設の規模となるよう求めます。

4. 新庁舎の整備場所の検討について

まず、大規模改修での対応か、建替えでの対応か比較検討を行いました。その結果、本館は設備改修を行いながら、今後も継続して使用することが望ましいと考えます。また、別館、第3別館、第4別館、企業局庁舎を集約し、狭あい化、バリアフリー対策の遅れなどの問題への対応として、大規模改修では根本的な解決につながらないことや、65年の生涯費用を考慮すると建替えが望ましいと考えます。

次に、算出された必要面積（下限38,000㎡～上限49,000㎡）を基に整備を行い、整備場所は①本館周辺敷地での建替え、②他の敷地への移転建替えの2つを比較・検討した結果、延床面積の確保、機能的な平面プランの実現、既存庁舎との連携、用地費用などの観点より、現在の本館周辺敷地が適当であると考えます。

次に、整備場所内での新庁舎の配置について比較検討を行った結果、より職員・市民の利便性が向上し、イニシャルコスト、ランニングコストが抑制できる案として、敷地北側に集約して建設することが適当であると考えます。

二番町通りの歩行空間、景観（高さ）やエリアエネルギー管理への配慮が必要であり、市役所内の都市空間整備等を所管する部署との連携や、周辺の民間施設とも情報交換を行いつつ進めていただきたいと思います。

5. 新庁舎の整備概要について

新庁舎への各部局の配置については、新庁舎（北棟）と定義した、新築する庁舎に別館、第3別館、第4別館、公営企業局庁舎の機能を移転させることをベースに、災害対策本部などの市長部局機能の移転や、入れ替えについても検討を行うこととし、効果的な配置に努めていただきたいと思います。

なお、今後も（現）本館を建て替える際に、DXの推進や人口減少、行政サービスの需要に伴う職員数の変動を加味し、適切な規模となるよう調整するとともに、新庁舎（北棟）との接続性や将来の建替えサイクルなどにも留意しながら、建物の配置を決める必要があると考えます。

新庁舎(北棟)は、基本計画の検討において、延床面積の下限17,000㎡(事業費換算130億円)、上限28,000㎡(事業費換算210億円)の範囲内で適正規模を判断し、新庁舎(北棟)整備の概算事業費・財源を試算することに加え、断面計画や、事業スケジュール案について了承しました。なお、建設に際し、コスト縮減が図られるよう、窓口スペースやバリアフリー対応に必要なスペース等の確保に十分に配慮しつつも、ユニバーサルレイアウトの導入や執務室・収納スペースの効率的な配置、働き方改革等の検討により、行政サービスの提供に支障のない範囲で規模の適正化も行ったうえで、適正な施設の規模に十分配慮していただくとともに、将来に過度な負担を残すことが無いよう、民間活力の活用（PPP/PFI）や、活用可能な財源の確保にも努めていただきたいと思います。

參考資料

松山市新庁舎整備検討審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属名称・役職名
学識経験者 (4名)	やまもと やすとも 山本 康友	東京都立大学 客員教授
	まつむら のぶひこ 松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部 副学部長
	つづき しんじ 都築 伸二	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
	もりおか ちほ 森岡 千穂	松山大学 人文学部 准教授
その他 (2名)	うえはら みつよ 上原 光代	松山市社会福祉協議会 副会長
	さかわ ときえ 佐川 東輝枝	松山商工会議所女性会 会長
公募 (2名)	ありほり としかず 有堀 敏一	公募市民
	どて ころろ 土手 ころろ	公募市民

松山市新庁舎整備検討審議会開催日程

第1回	令和4年11月30日(水)	松山市役所本館 5階本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長の選出 ○諮問 ○今後の会議の進め方 ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の現状と課題について
第2回	令和4年12月16日(金)	松山市役所本館 5階本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・Web会議環境利用による会議開催要領について ・松山市中心地区再生にかかるビジョン等と景観について ・新庁舎の基本理念と基本方針について ・新庁舎の規模について ○現地視察
第3回	令和5年1月19日(木)	松山市役所 第4別館4階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の基本理念と基本方針について ・新庁舎の規模について ・先進市事例について ・本庁舎周辺の市有施設の現状について ・市民・職員の意見及び課題の集約状況について ・新庁舎の整備場所の検討について
第4回	令和5年2月4日(土)	松山市役所本館 5階本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の整備概要について ・基本構想(案)について
第5回	令和5年2月16日(木)	松山市役所本館 5階本部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想への答申(案)について

○松山市新庁舎整備検討審議会条例

令和4年3月25日

条例第4号

(設置)

第1条 本市の新庁舎の整備に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の整備の基本構想及び基本計画について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者であつて、市長が行う公募に応じたもの
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員は、第2条の規定による答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。

○松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則

令和4年3月30日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は条例第4条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、管財課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、条例第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。

松山市新庁舎整備検討審議会でのWeb会議環境利用による会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市新庁舎整備検討審議会において、Web会議環境（インターネット等を通じて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる環境をいう。以下同じ。）を利用する場合の開催方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(Web会議環境の利用による出席)

第2条 会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議環境を利用して会議に出席することができるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする。

2 前項の規定により出席する場合において、Web会議環境による映像の送受信ができなくなったとしても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見交換を委員相互で行うことができるときは、出席に含めるものとし、映像のみならず音声が送受信できなくなったときは、当該Web会議環境を利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

3 前項の規定により、会長及び副会長が共に退席したものとみなされたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(Web会議環境の利用環境)

第3条 Web会議環境を利用する委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議環境を利用する委員は、当該環境に接続する機器について、一の会議を通じて適正に映像及び音声を送受信するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(Web会議環境を利用した会議の記録)

第4条 管財課は、Web会議環境を利用した会議の映像及び音声を記録し、第2条第2項の規定により退席したものとみなされた委員から要望があれば、当該会議終了後速やかに当該記録を提供するものとする。

(準用)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者について準用する。この場合にお

いて、第2条第1項中「委員」とあるのは「松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者（以下「関係者」という。）」と、「できるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする」は「できる」と、第3条中「委員」とあるのは「関係者」と読み替えるものとする。

付 則

この要領は、審議会の決定の日から施行する。